



津久井やまゆり園利用者に係る 意思決定支援の今後の進め方

- 1 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援について
- 2 令和3年度の事業について

令和3年5月

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

本日のお品書き①

1 津久井やまゆり園利用者の 意思決定支援について

I これまでの取組の経過

II 令和3年度 of 取組予定

本日のお品書き②

2 令和3年度の事業について

I 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援

- ・ ⑤～⑦ 補助事業の対象拡大
- ・ ⑨ 社会体験補助
- ・ ⑩ お友達事業

II 全県展開の取組に向けたスタートアップ

- ・ ① モデル事業
- ・ ③～⑤ 人材養成

再生基本構想策定までの経緯

- 平成28年 7月 津久井やまゆり園事件が発生（19名が死亡、27名が負傷）
- 平成28年 9月 事件により、施設が大きな被害を受けたことを踏まえ、県として、「現在地における全面的建替え」の方向性を公表
- 平成29年 1月 津久井やまゆり園再生に向けた基本的な考え方を公表し、障がい者団体や有識者からヒアリングを実施
- 平成29年 2月 津久井やまゆり園の再生に向けて、様々な意見を踏まえて、更に検討を進めるため、神奈川県障害者施策審議会に部会を設置
- 平成29年 4月 津久井やまゆり園の利用者が芹が谷園舎に仮移転
- 平成29年 8月 部会の検討結果を踏まえ、県として「津久井やまゆり園再生基本構想（案）」を公表
- 平成29年10月 家族、地域住民及び障がい者団体等を対象とした説明会を順次開催、県議会での審議を経て、「津久井やまゆり園再生基本構想」を策定

再生基本構想の構成

I 意思決定支援

II 安心して安全に生活できる暮らしの場

III 地域生活移行の促進



利用者一人ひとりがその人らしく
暮らすことができる環境を提供

意思決定支援の定義(国ガイドラインより)

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、^①可能な限り本人が自ら意思決定できるように
^②支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くし
^③ても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段とし
て本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の
行為及び仕組みをいう。

国ガイドライン(平成29年3月)との枠組みの比較

厚生労働省

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

1 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

2 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

3 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意志決定支援計画)の作成

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成

4 サービスの提供

本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

5 モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領

1 意思決定支援チームが意思決定支援責任者の役割を担う

2 意思決定支援検討会議の開催

- ・意思決定支援チームメンバー
- ・ **意思決定支援専門アドバイザー**
- ・本人、家族等（出席が基本）
- ・関係事業者等（必要に応じて）

3 ガイドラインと同じ

本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしなが
ら障害者の意思及び選好を推定する。

4 ガイドラインと同じ

5 ガイドラインと同じ

津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の体制等

○意思決定支援チーム

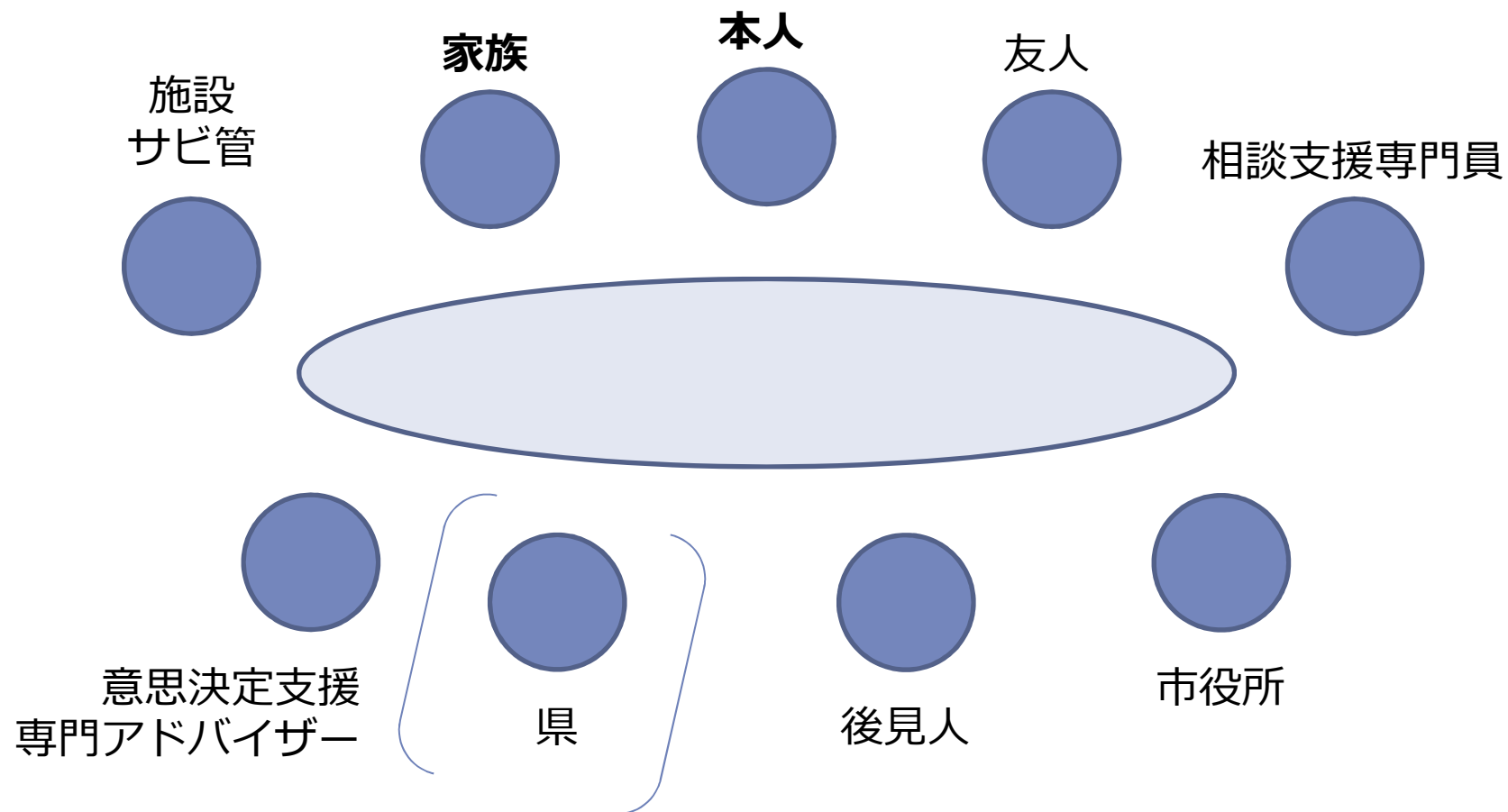
意思決定支援責任者の役割をチームで担う。

チームメンバー	主な役割
① 相談支援専門員	チーム責任者
② 支援担当職員等	状況整理、意見陳述等
③ サービス管理責任者	説明、意見陳述等
④ 市町村障害担当ケースワーカー	支給決定
⑤ 神奈川県	統括

○意思決定支援専門アドバイザー

区分
相談支援に精通する実践的な指導者
法律の専門家
障害者の権利擁護・地域生活支援に関する専門家

意思決定支援の構造



持ち帰り、履行する

個計を変更して
支援の実施します！

施設
サビ管

家族

本人

友人

サ計を変更しよう！

相談支援専門員

決定
事項

意思決定支援
専門アドバイザー

県

後見人

市役所

支給決定を変更して、
市単事業の手続きしなきゃ！

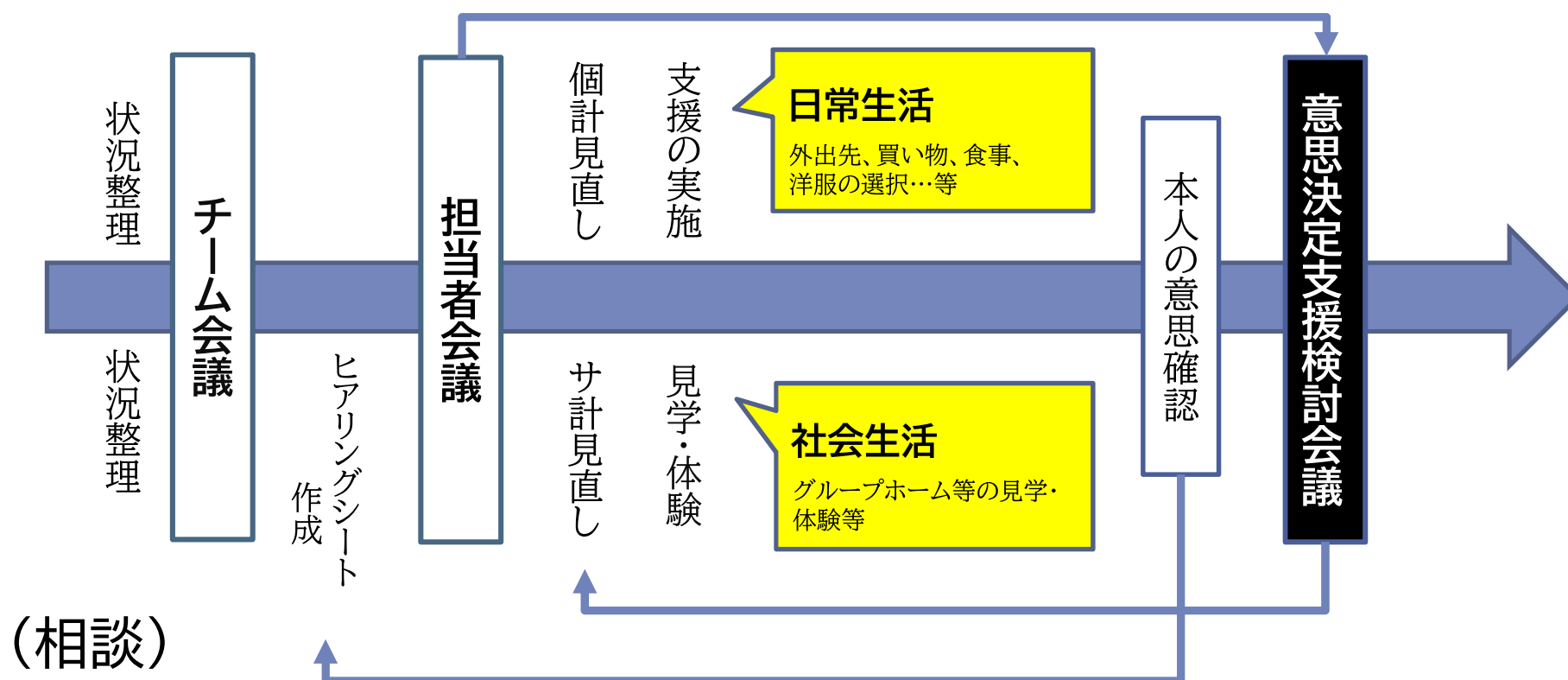
意思決定支援の構造

- みんなで集まって、
- みんなで話合って、
- みんなで確認して、
- みんなで決めて、
- それぞれが持ち帰って、
- 決定事項を履行する。

決定事項の素早い反映と 実効性の担保

意思決定支援のプロセス

(サビ管)

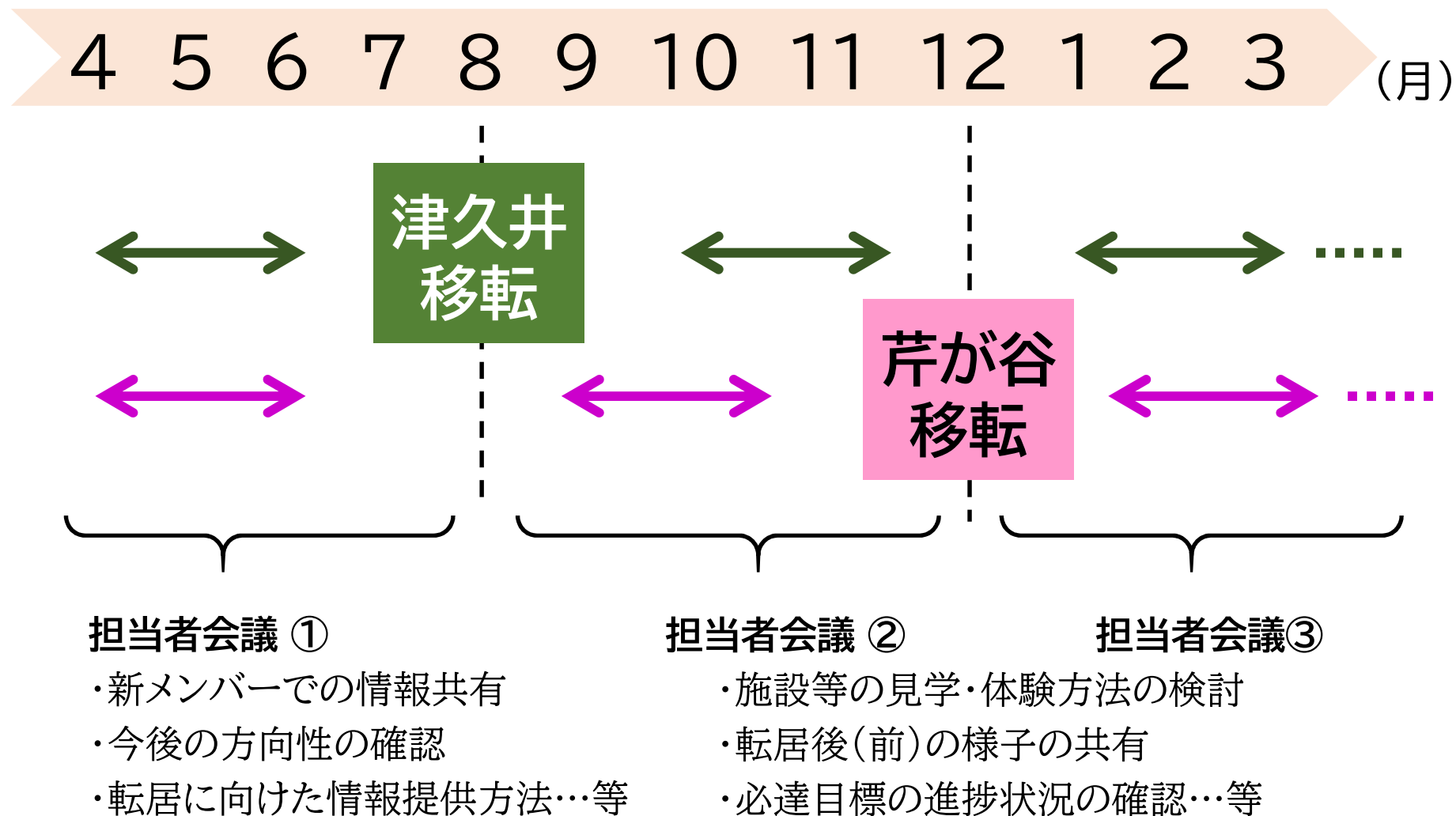


(相談)

チームの活動を適宜サポート

意思決定支援専門アドバイザー

令和3年度の取組のめやす



会議開催における6つの留意点

- ① 本人・家族等が出席できるよう、十分に配慮してください。
- ② 電子会議を上手に活用してください。
- ③ 会議の際は、毎回必ず、サービス等利用計画と個別支援計画を資料とし、ズレが生じてないか、更新の有無等を確認してください。
- ④ 会議結果については、欠席者も含め、速やかに・かつ確実に共有してください。
- ⑤ 会議の予定が決まったら、「誰の会議」が「いつに決まったのか」を、必ずライフ佐藤さん(045-443-8930)に連絡してください。
- ⑥ 道に迷う前に、意思決定支援専門アドバイザーを上手にフル活用してください。(SV会議、検討会議の開催)

I 津久井やまゆり園利用者の意思決定支援

1 チームの運営(18,353千円)

①チーム責任者 (12,376千円)

・チーム責任者の委託

②専門ADV (4,160千円)

・意思決定支援専門ADVの設置

③専門職員 (1,500千円)

・専門職員の配置

④研修の実施 (317千円)

・チーム向け研修の実施

3 その他(1,700千円)

⑩関係性構築事業 (1,700千円)

・いわゆる「お友達事業」

2 補助事業(11,727千円)

⑤設置促進 (5,000千円)

・移行先へのハード補助

⑥生活支援員加配 (4,500千円)

・移行先への人件費補助

⑦バックアップ (500千円)

・移行先へのバックアップに対する補助

⑧指定一般補助 (1,574千円)

・地域移行支援等に対する補助

⑨社会体験 (150千円)

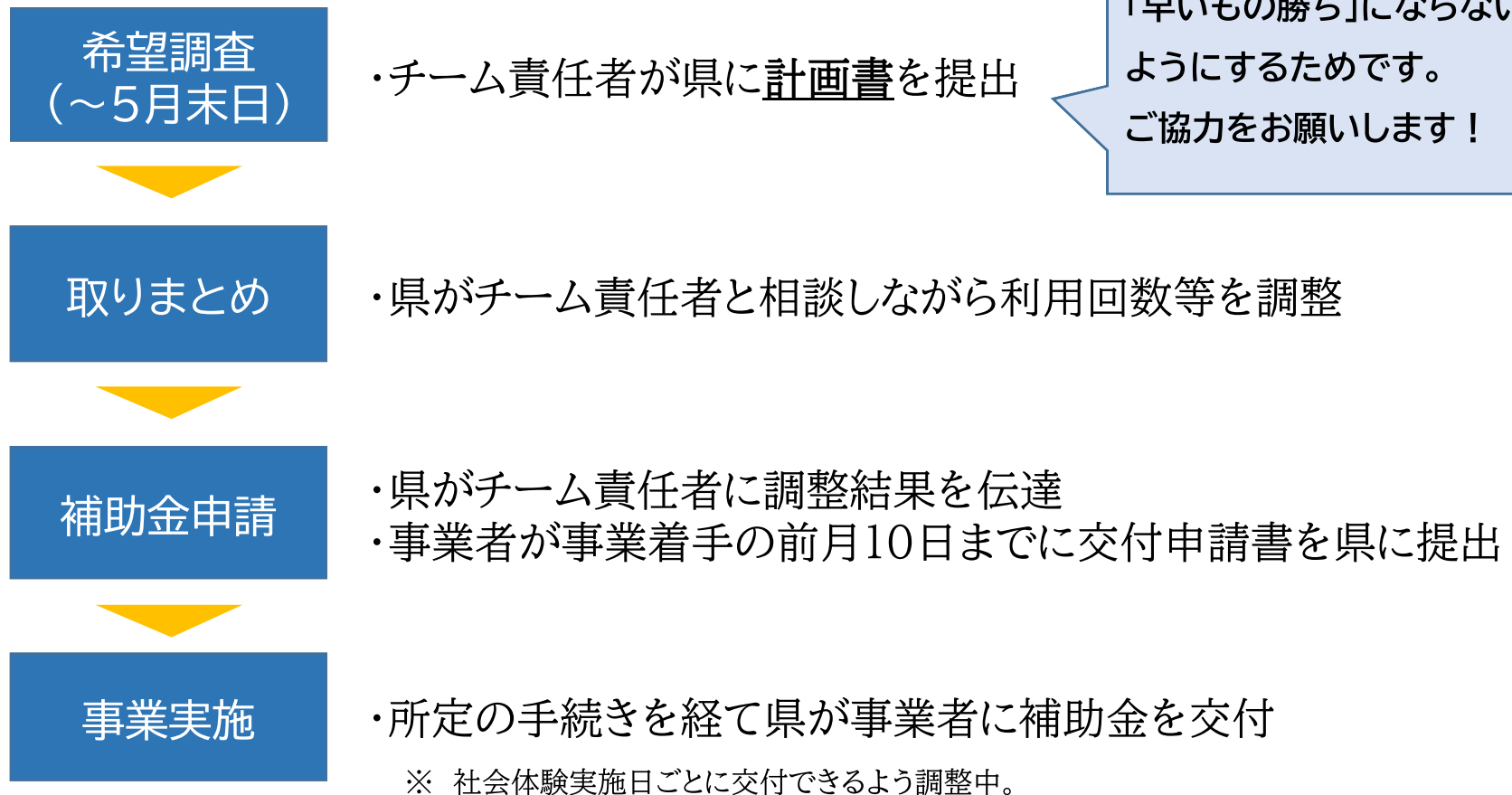
・外出等を支援する事業所への補助

新

計 18,353千円

⑨社会体験推進支援補助 新

利用者の社会体験の機会を確保するため、利用者に同行する事業所に対して、人件費等の一部を補助する。



「早いもの勝ち」にならない
ようにするためです。
ご協力をお願いします！

⑩関係性構築事業

利用者の社会との接点を確保することで、利用者の意思形成・意思表出の促進を図る。

おもい

- ・人間関係が限定的で、「支援する・される」以外の関係が少ない
- ・職員には言いづらいことがある
- ・「ボランティア」もちょっと違う…

ねらい

- ・何でも話せる「友人」が欲しい！
- ・そういう「友人」の存在こそが、意思形成・意思表出には必要！

活動の成果については、このあと！

Ⅱ 全県展開に向けた取組のスタートアップ

1 先行実施(5,669千円)

①モデル事業 (2,600千円)
・4施設における先行実施

②専門家派遣 (3,069千円)
・専門ADV等の派遣

2 人づくり(10,694千円)

③推進人材養成 (7,000千円)
・専門ADVの確保

④出前講座 (2,572千円)
・事業所における担い手の確保

⑤既存研修への組み込み (1,122千円)
・法定研修等への講義の組み込み

3 しくみづくり(1,610千円)

⑥基準設計 (1,370千円)
・評価基準の検討

⑦当事者ヒアリング (240千円)
・障害当事者へのヒアリング

4 その他(1,441千円)

⑧報告書作成 (1,320千円)
・これまでの津久井の取組の総括

⑨家族向けリーフ配布 (121千円)
・家族向けリーフレットの配布

計 19,414千円

①障害者支援施設等意思決定支援モデル事業

4つの入所施設で、意思決定支援の取組をモデル的に実施し、
全県展開に必要な情報収集等を行う。

普及想定

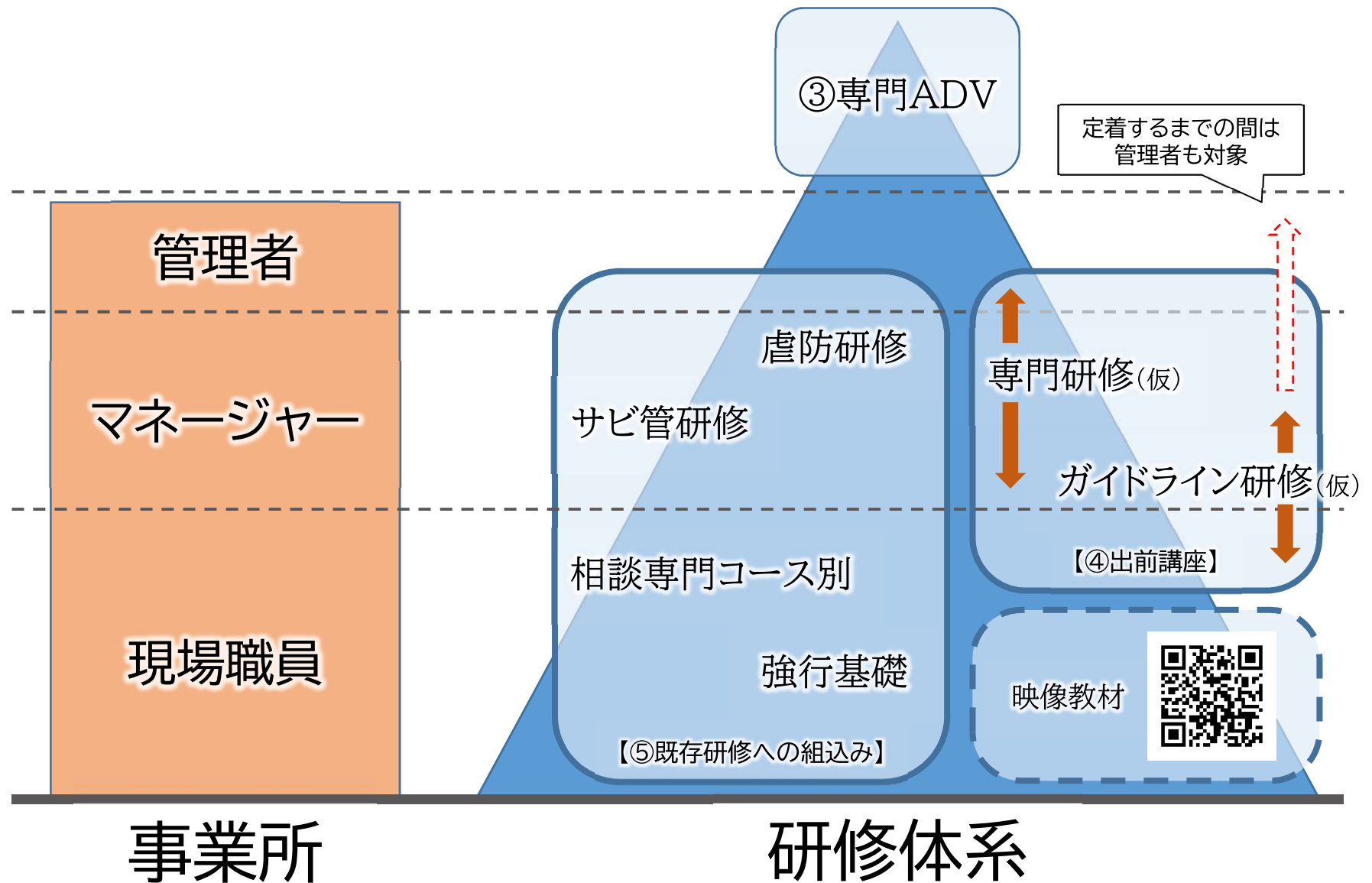
- ・利用者3名程度を選定
- ・意思決定支援チームによる支援
- ・アドバイザーから助言 …等

簡易想定

- ・推進チーム等の立ち上げ
- ・現状分析や課題抽出の実施
- ・組織的な取組みの準備 …等

- ・ 4施設も含めた「横のつながり」にご協力を。
- ・ 特に市町村のみなさんには、引き続きの柔軟な支給決定にご協力を。

2「人づくり」の考え方



④出前講座

事業所内で意思決定支援を推進する人材を養成するため、
意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム等を行う。

ガイドライン研修



- ・「意思決定支援ガイドラインを活用した研修プログラム」と同等の研修内容を想定。

専門研修



- ・ガイドライン研修の発展・実践版のカリキュラムを想定。
- ・本年度の受講者は10人程度。

8月頃から募集開始予定。ふるってエントリーください！

おわりに…

ホームページをリニューアルしました。



http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/info_ishi_tukui.html